

【自己負担限度額】 計算対象期間：毎年８月～翌年７月末の１年間

国保＋介護				
70歳～74歳のみ			70歳未満を含む	
区分	算定基準額		世帯の所得区分※	算定基準額
① 保険証兼高齢受給者証の負担割合が <u>3割</u> となっている場合	67万円		901万円超	212万円
			600万円超901万円以下	141万円
一般（①②以外）	56万円		210万円超600万円以下	67万円
			210万円以下	60万円
②世帯主と国保加入者全員が <u>住民税非課税</u> の場合	低Ⅱ※	31万円	世帯主と国保加入者全員が <u>住民税非課税</u> の場合	34万円
	低Ⅰ※	19万円		

※同一世帯の全ての国保被保険者の所得から、基礎控除（43万円）を差し引いた額の合計。

※低Ⅱ：世帯主と国保加入者全員が住民税非課税

※低Ⅰ：世帯主と国保加入者全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる場合。